第六十条第二項中「有価証券」の下に「及び法第四十八条の二第一項（仮想通貨の譲渡原価等の計算及びその評価の方法）に規定する仮想通貨」を加え、同条第三項中「第九十九条（）を「第九十九条第一項（）に、「又は令第百五条」を「、令第百五条第一項」に、「のうち」を「又は令第百九条の二第一項（仮想通貨の評価の方法）に規定する評価の方法のうち」に、「又は第百七条」を「、第百七条」に、「の規定により評価」を「又は第百十九条の四（仮想通貨の評価の方法の変更手続）の規定により評価」に、「又は第百八条第一項」を「、第百八条第一項」に、「の規定の」を「又は第百十九条の五第一項（仮想通貨の法定評価方法）の規定の」に改める。

第六十八条中「第百二十条第三項第四号」を「第百二十条第六項」に、「同号」を「同項」に改める。

第七十二条の四第一項中「その受益権を表示する受益証券が記名式であり、かつ、」を削り、「当該受益証券の譲渡」を「その受益権の譲渡」に改め、「もの（）の下に「その受益権に係る受益証券が発行されている場合には、当該受益証券が記名式であり、かつ、」を加える。

第七十七条の二第一項及び第七十七条の三第一項中「調整」を「調整等」に改める。

第七十七条の四第一項中「第二百三条の五第一項第七号」を「第二百三条の六第一項第七号」に改め、同項第一号中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、同条第二項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、同条第三項中「第三百十九条の十二」を「第三百十九条の十一」に、「第二百三条の五第九項」を「第二百三条の六第十項」に改め、同条第四項中「第二百三条の五第九項」を「第二百三条の六第十項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に改め、同条第五項から第七項までの規定中「第二百三条の五第九項」を「第二百三条の六第十項」に改め、同条第八項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に、「第二百三条の五第九項」を「第二百三条の六第十項」に改め、同条第十項中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

第七十七条の五中「第三百十九条の十一（）を「第三百十九条の十（）に、「第三百十九条の十一各号」を「第三百十九条の十各号」に改める。

第七十七条の六第一項中「第三百十九条の十第一項（）を「第三百十九条の九第一項（）に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改め、同項第四号中「第三百十九条の十第一項」を「第三百十九条の九第一項」に改め、同項第五号中「第二百三条の五第二項」を「第二百三条の六第二項」に改め、同条第二項中「第三百十九条の十第一項」を「第三百十九条の九第一項」に改める。

第八十一条の六第二項第五号中「第三十一条の二第十七号」を「第三十一条の二第十四号」に改め、同条第五項中「（外国銀行支店」を「（外国銀行」に改める。

第八十一条の七第四項中「いずれかの書類」の下に「（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は同条第三項に規定する住所等変更確認書類）」を加え、「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を削る。

第八十一条の十一第三項中「同条第二項において」を「同条第二項の規定により」に改め、同条第四項中「いずれかの書類」の下に「（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百三十七条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し）」を削る。

第八十一条の二十一第三項中「いずれかの書類」の下に「（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百四十三条第三項に規定する住所等変更確認書類）」を加え、「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を削る。

第八十一条の二十二第一項中「同条第三項」を「令第三百四十三条第三項」に改める。

第八十一条の二十六中「同条第五項」を「書類（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百四十三条第三項に規定する住所等変更確認書類）」とあるのは「書類」と、同条第五項に「読み替える」を「「又は住所等変更確認書類の写し及び」とあるのは「及び」と読み替える」に改める。

第八十一条の二十七中「同条第三項」を「令第三百四十三条第三項」に改める。

第八十一条の三十一中「同条第三項」を「令第三百四十三条第三項」に改める。

第八十一条の三十四第三項中「いずれかの書類」の下に「（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百四十九条第三項に規定する住所等変更確認書類）」を加え、「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を削る。

第八十一条の三十五第一項中「同条第三項」を「令第三百四十九条第三項」に改める。

第八十一条の三十六第六項中「いずれかの書類」の下に「（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百五十条の四第三項に規定する住所等変更確認書類）」を加え、「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を削り、同条第十項中「同条第三項に」を「令第三百五十条の四第三項に」に改める。

第八十一条の三十九第三項中「いずれかの書類」の下に「（第一号に掲げる場合に該当することとなつた場合には、当該書類又は令第三百五十条の九第三項に規定する住所等変更確認書類）」を加え、「若しくは同条第三項に規定する住所等変更確認書類の写し」を削る。

第八十一条の四十第一項中「同条第三項」を「令第三百五十条の九第三項」に改める。

第八十二条第一項第五号中「第四条の六の二第十七項」を「第四条の六の二第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に改め、同条第二項第二号中「（告知義務のない利子等）」を「（告知義務のない利子等及び公共法人等の範囲）」に改める。

第八十三条第一項第一号ホ中「第四条の六の二第十七項」を「第四条の六の二第十八項」に、「同条第十八項」を「同条第十九項」に、「同条第二十六項」を「同条第二十八項」に改め、同項第二号ホ中「第四条の六の二第十八項」を「第四条の六の二第十九項」に、「同条第十九項」を「同条第二十項」に改め、同項第三号ホ中「第四条の六の二第二十六項」を「第四条の六の二第二十八項」に改める。

第九十四条の二第一項第三号中「第二百三条の三第一号、第二号、第三号又は第四号（公的年金等に係る）」を「第二百三条の三第一号若しくは第四号、第二号若しくは第五号、第三号若しくは第六号又は第七号（）に改め、同項第六号中「第二百三条の四第一号」を「第二百三条の五第一号」に改め、同項第七号中「第二百三条の五第一項」を「第二百三条の六第一項」に改め、同条第二項第一号中「第三号」を「第六号」に改め、同項第二号中「第二百三条の三第四号」を「第二百三条の三第七号」に改める。

別表第三(一)の表の備考6中「法人税法第69条第1項に規定する外国法人税の額」を「外国法人税の額（法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。6において同じ。）」に改める。

別表第三(四)の表の備考7中「法人税法第69条第1項に規定する外国法人税の額」を「外国法人税の額（法人税法第69条第1項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。7及び8において同じ。）」に改め、同表の備考8中「法人税法第69条第1項に規定する」を削り、同表の備考25中「第42条、第42条の2」を「第41条の23から第42条の2まで」に改める。

別表第五(一)の表の備考2(5)中「第4条の6の2第17項」を「第4条の6の2第18項」に改め、同表の備考2(6)中「第4条の6の2第18項」を「第4条の6の2第19項」に改める。

別表第五(三)の表の備考2(4)中「第4条の6の2第26項」を「第4条の6の2第28項」に改め、同表の備考2(5)中「第4条の6の2第18項」を「第4条の6の2第19項」に改める。

別表第五(六)の表の備考2(4)中「第4条の6の2第17項」を「第4条の6の2第18項」に改め、同表の備考2(5)中「第4条の6の2第18項」を「第4条の6の2第19項」に改め、同表の備考2(7)中「が租税特別措置法」を「が同法」に改める。

別表第五(七)の表の備考2(2)から(4)までの規定中「応じ、」を「応じ」に改め、同表の備考2(7)中「第4条の6の2第26項」を「第4条の6の2第28項」に改める。

別表第五(十)の表の備考4中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。